

令和8年度（令和7年分）市民税・県民税申告の手引き

1 申告が必要な人

令和8年1月1日現在、市内に住所を有し、次のいずれかに該当する人

(ただし、所得税の確定申告をした人を除く)

- ・ 営業、農業、不動産、雑所得（個人年金など）、一時所得などの所得があった人
- ・ 公的年金、年末調整済給与以外に収入があった人
- ・ 社会保険料、扶養、医療費などの控除を追加する人
- ・ 収入がなく、親族の扶養に入っていない人
- ・ 収入がなく、所得課税証明書等のコンビニ交付を受けようとする人

2 申告方法

（1）郵送又は専用ポストへの投函

3月16日（月）までに以下に提出

○郵送提出先 〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号 光市役所税務課市民税係

○専用ポスト（市民税係窓口に設置）に投函（平日8時30分～17時）

（2）申告会場での申告

日程については別紙日程表をご確認ください。

受付時間内に整理券をお取りください。本庁では17時まで、各出張所では15時まで整理券をお配りします。

※人数制限はありませんので、朝早い時間帯からの整列はご遠慮ください。

3 申告に必要なもの

申告会場での申告の人は、収支内訳書、医療費控除などの明細書は事前に記入のうえ、ご来場ください。

（1）マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類（運転免許証など）※代理人申告の場合、次のどちらか

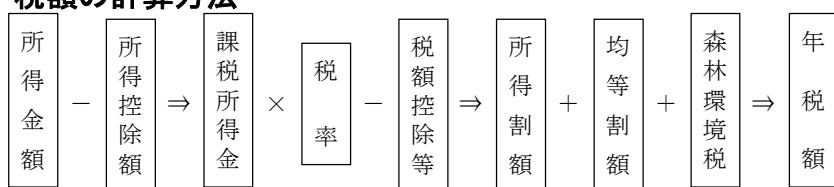
- ・ 本人のマイナンバーカードまたは通知カード+代理人の本人確認書類
- ・ 代理権の確認ができるもの（委任状等）+本人のマイナンバー確認ができるもの+代理人の本人確認書類

（2）収入、支出のわかるもの（給与や公的年金などの源泉徴収票、その他支払明細書、収支内訳書など）

（3）各種控除に必要なもの（生命保険、地震保険、社会保険料等の控除証明書、寄附証明書、医療費控除の明細書など）

（4）郵送又は専用ポストで申告する場合、（1）～（3）の写し+市民税・県民税申告書

4 税額の計算方法



区分	均等割	所得割
市民税	3,000 円	6%
県民税	1,500 円	4%
森林環境税（国税）		1,000 円

※ 市民税・県民税をそれぞれ計算し、合算前に100円未満の端数を切り捨てます。

※ 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

【非課税限度額】

障害者・未成年者・ひとり親・寡婦=「合計所得金額」135万円以下

<均等割・森林環境税>

「合計所得金額」28万円×（本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数）+26.8万円以下 ※本人のみの場合、38万円以下

<所得割>

「総所得金額等」35万円×（本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数）+42万円以下 ※本人のみの場合、45万円以下

＜問合せ先＞

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号 光市役所税務課市民税係

TEL 0833-72-1439 FAX 0833-72-3593

令和8年度（令和7年分）市民税・県民税申告の手引き

5 所得、控除の種類

◎ 1 収入金額等・2 所得金額

事業(営業等) (1-ア、2-①、裏面7)… 申告書記載欄(以下同様) 小売業、飲食業、サービス業、医師、弁護士、外交員、大工、漁業などの事業から生じる所得。 所得金額=収入金額-必要経費	給与 (1-カ、2-⑥、裏面6、裏面16) 俸給、給料、賃金、賞与などの所得。																														
		給与収入(A)	給与所得																												
事業(農業) (1-イ、2-②、裏面7) 農作物の生産などから生じる所得。 所得金額=収入金額-必要経費	～ 650,999円 651,000円 ～ 1,899,999円 1,900,000円 ～ 3,599,999円 3,600,000円 ～ 6,599,999円 6,600,000円 ～ 8,499,999円 8,500,000円 ～	0円 (A) - 650,000円 (A) ÷4=(B) (B) ×2.8- 80,000円 (千円未満切捨て) (A) ×0.9-1,100,000円 (A) -1,950,000円																													
不動産 (1-ウ、2-③、裏面7) 貸家、貸事務所、地代等の賃貸料、不動産貸付の権利金・礼金などの所得。 所得金額=収入金額-必要経費																															
利子 (1-エ、2-④) 公社債や預貯金の利子などの所得。申告が必要なのは国外で支払われる預金等の利子。 所得金額=収入金額																															
配当 (1-オ、2-⑤、裏面8) 株式又は出資の配当、協同組合等の剩余金の分配などの所得。上場株式などの配当で住民税を源泉徴収済のものは原則申告不要。 所得金額=収入金額-負債の利子																															
雑 公的年金等 (1-キ、2-⑦) 恩給、国民年金、厚生年金、共済年金などの所得。																															
<p>所得金額(収入×割合-控除額※)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等の収入金額の合計額(A)</th> <th>65歳未満の方(S36.1.2以降生まれ)</th> <th>65歳以上の方(S36.1.1以前生まれ)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 1,299,999円</td> <td>(A) - 600,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,300,000円 ～ 3,299,999円</td> <td>(A) ×0.75- 275,000円</td> <td></td> <td>(A) -1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円 ～ 4,099,999円</td> <td></td> <td>(A) ×0.75- 275,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4,100,000円 ～ 7,699,999円</td> <td></td> <td>(A) ×0.85- 685,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7,700,000円 ～ 9,999,999円</td> <td></td> <td>(A) ×0.95-1,455,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000,000円 ～</td> <td></td> <td>(A) -1,955,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				公的年金等の収入金額の合計額(A)	65歳未満の方(S36.1.2以降生まれ)	65歳以上の方(S36.1.1以前生まれ)		～ 1,299,999円	(A) - 600,000円			1,300,000円 ～ 3,299,999円	(A) ×0.75- 275,000円		(A) -1,100,000円	3,300,000円 ～ 4,099,999円		(A) ×0.75- 275,000円		4,100,000円 ～ 7,699,999円		(A) ×0.85- 685,000円		7,700,000円 ～ 9,999,999円		(A) ×0.95-1,455,000円		10,000,000円 ～		(A) -1,955,000円	
公的年金等の収入金額の合計額(A)	65歳未満の方(S36.1.2以降生まれ)	65歳以上の方(S36.1.1以前生まれ)																													
～ 1,299,999円	(A) - 600,000円																														
1,300,000円 ～ 3,299,999円	(A) ×0.75- 275,000円		(A) -1,100,000円																												
3,300,000円 ～ 4,099,999円		(A) ×0.75- 275,000円																													
4,100,000円 ～ 7,699,999円		(A) ×0.85- 685,000円																													
7,700,000円 ～ 9,999,999円		(A) ×0.95-1,455,000円																													
10,000,000円 ～		(A) -1,955,000円																													
※他の所得が1,000万円超2,000万円未満の場合は10万円、2,000万円超の場合は20万円を控除額から引き下げます。																															
雑 業務・その他 (1-ク、1-ケ、2-⑧、2-⑨、裏面9) シルバー人材センターの配分金、生命保険の年金(個人年金)など他の所得に当てはまらない所得。 所得金額=収入金額-必要経費																															

令和8年度（令和7年分）市民税・県民税申告の手引き

総合譲渡（短期・長期）（1-コ、1-サ、2-⑪、裏面10）

土地建物以外の資産（車両、機械、特許権、営業権など）の譲渡による所得（保有期間が5年末満⇒短期。5年以上⇒長期）。

所得金額（長期）＝（収入金額-必要経費-特別控除額）×1/2 ※特別控除額は、「収入金額-必要経費」又は50万円の小さい

所得金額（短期）＝（収入金額-必要経費-特別控除額） 金額を適用。短期、長期の順に適用されます。

一時（1-シ、2-⑪、裏面10）

生命保険の満期返戻金、賞金、懸賞当選金、競馬・競輪等の払戻金などの一時的な所得。

所得金額＝（収入金額-必要経費-特別控除額）×1/2

※特別控除額は、「収入金額-必要経費」又は50万円の小さい金額を適用。

◎ 3 所得から差し引かれる金額に関する事項・4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除（3-⑬、4-⑬）

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている次の社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料等がある場合の控除。

保険料など：健康保険料、国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料 など

【控除額】支払保険税（料）の全額 ※年金天引き分の保険税（料）は、天引きされた人、口座振替分は口座名義人の控除対象。

小規模企業共済等掛金控除（4-⑭）

あなたが次の小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く）、心身障害者扶養共済掛金などを支払った場合の控除。

【控除額】支払掛金の合計額

生命保険料控除（3-⑮、4-⑮）

新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険で、あなたが支払った保険料がある場合の控除。

【控除額（合計限度額70,000円）】一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料それぞれについて算出した控除額の合計

新契約（H24.1.1以前の契約）		旧契約（H23.12.31以前の契約）	
支払保険料(A)	控除額	支払保険料(A)	控除額
～ 12,000円	(A)	～ 15,000円	(A)
12,001円 ～ 32,000円	(A) ÷ 2 + 6,000円	15,001円 ～ 40,000円	(A) ÷ 2 + 7,500円
32,001円 ～ 56,000円	(A) ÷ 4 + 14,000円	40,001円 ～ 70,000円	(A) ÷ 4 + 17,500円
56,001円 ～	28,000円	70,001円 ～	35,000円

※介護医療保険料は新契約の表で計算してください。

※新旧両方の契約がある場合、新契約と旧契約で算定した金額の合計額（上限28,000円）と旧契約で算定した金額の合計額（上限35,000円）のいずれか多い金額が控除額となります。

地震保険料控除（3-⑯、4-⑯）

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合の控除。

【控除額（合計限度額25,000円）】地震保険料と旧長期損害保険料についてそれぞれ下表で求めた控除額の合計

地震保険料		旧長期損害保険料	
支払保険料(A)	控除額	支払保険料(A)	控除額
～ 50,000円	(A) ÷ 2	～ 5,000円	(A)
		5,001円 ～ 15,000円	(A) ÷ 2 + 2,500円
50,001円 ～	25,000円	15,001円 ～	10,000円

※同一契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、いずれか一方の選択となります。

令和8年度（令和7年分）市民税・県民税申告の手引き

寡婦控除・ひとり親控除（3-17、3-18、4-17、4-18）

あなたが寡婦又はひとり親である場合の控除。

【控除額】30万円（ひとり親控除）、26万円（寡婦控除）

ひとり親	寡婦（ひとり親に該当する人は除く）
現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死の明らかでない人で、次の要件をすべて満たす人	次の要件のうち、①と②、または、①と③に該当する人 ①夫と死別または離婚後、再婚していない ②死別の場合：合計所得金額が500万円以下 ③離婚の場合：合計所得金額が500万円以下で、扶養親族を有する
①総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有する	
②合計所得金額が500万円以下	

※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は対象外となります。

勤労学生控除（3-19、4-19）【控除額】26万円

特定の学校の学生、生徒で合計所得金額が85万円以下であり、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下である場合の控除。

障害者控除（3-20、4-20）

あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合の控除。 ※手帳を保有し、提示のこと。

区分	控除額	
	本人又は別居の親族が障害者	同居の親族が障害者
障害者（特別障害者以外の障害者）	260,000円	
特別障害者（身障手帳1～2級、療育手帳A、原爆被爆者健康手帳、精神障害者保健福祉手帳1級）	300,000円	(同居特別障害者) 530,000円

配偶者（特別）控除（3-21、3-22、4-21、4-22）

あなたに生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族や事業専従者等を除く）がいる場合に受けられる控除。

種 控 除 類 の	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者 控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円	0円(適用なし)
	老人控除対象配偶者 ※S31.1.1以前生まれの人 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円	
配偶者 特別 控除	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	0円(適用なし)	0円(適用なし)	0円(適用なし)	

※夫婦が互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

令和8年度（令和7年分）市民税・県民税申告の手引き

扶養控除（3-㉓、4-㉓、裏面12）

あなたに合計所得58万円以下の扶養親族（他の人の扶養親族や事業専従者等を除く）がいる場合の控除。

控除の種類	控除額
①一般扶養親族（H22.1.1以前生まれの人）	330,000円
②特定扶養親族（①のうち、H15.1.2～H19.1.1生まれの人）	450,000円
③老人扶養親族（S31.1.1以前生まれの人）	380,000円
④同居老人親等（③のうち、直系尊属又は配偶者の直系尊属で同居している人）	450,000円

※H22.1.2以降生まれ（16歳未満）の人は、扶養控除の適用はありません。

特定親族特別控除（3-㉔、4-㉔、裏面12）

あなたに生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者がいる場合の控除。

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	45万円
85万円超90万円以下	
90万円超95万円以下	41万円
95万円超100万円以下	
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	
110万円超115万円以下	21万円
115万円超120万円以下	
120万円超123万円以下	6万円
	3万円

基礎控除（4-㉕）

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除。

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超～2,450万円以下	2,450万円超～2,500万円以下	2,500万円超
控除額	430,000円	290,000円	150,000円	0円（適用なし）

雑損控除（3-㉗、4-㉗）

あなたや配偶者その他親族で生計を一にする人が災害、盗難、横領等により住宅や家財などに損害を受けた場合の控除。

【控除額】①、②のいずれか多い金額を適用 ※(A) = 損失額 - 保険金等で補てんされる金額

①(A) - 所得の合計額 × 10%

②(A) のうち災害関連支出の金額 - 5万円

医療費控除（3-㉘、4-㉘）

以下①、②のいずれかを選択して適用。

①医療費控除：あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合の控除

【控除額（限度額200万円）】支払った医療費 - 保険金等で補てんされる額 - (10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない金額)

②セルフメディケーション税制：あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品を購入した場合の控除

【控除額（限度額88,000円）】支払った特定一般用医薬品の購入費 - 12,000円

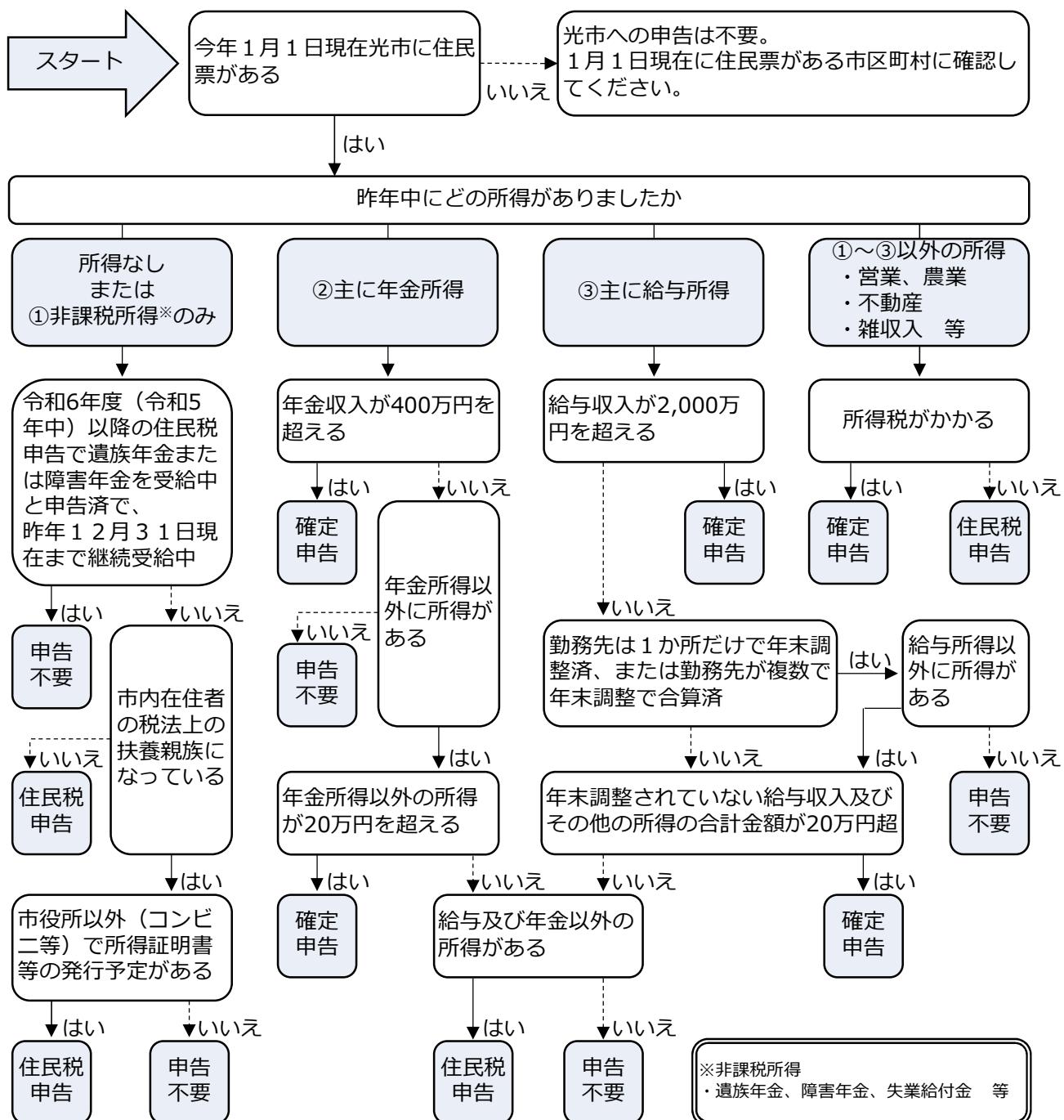
◎ 税額控除

税額控除（税額から差し引かれる金額）等

調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除

※記載の内容は、税制改正により変更になる場合があります。

申告判定フローチャート



判定結果

このフローチャートは、申告が必要かどうか簡単に判断するための一例です。
全ての場合に当てはまるものではございませんのでご了承ください。

確定申告

住民税(個人市県民税)申告は不要ですが、所得税の確定申告が必要です。
※青色申告、分離申告、初年度の住宅ローン控除、雑損控除、過年度分確定申告、
準確定申告等は電子申告又は光税務署での申告をお願いします。
※確定申告の詳細は、国税庁HPをご確認ください。

住民税申告

所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。
※所得税の確定申告をする(した)人は、住民税申告は不要です。

申告不要

確定申告も住民税申告も不要です。
※生命保険料や医療費などの控除を追加されたい場合は申告が必要です。
所得税の還付を受けたい場合は確定申告が必要です。